

令和6年能登半島地震被災地域の受験者への学科試験又は  
実技試験の免除が受けられる期間の延長の取扱いについて

令和6年1月19日  
公益財団法人 安全衛生技術試験協会

クレーン・デリック運転士等の免許試験(下記1及び2の免許試験に限ります。)について、それぞれの学科試験に合格した方又はそれぞれの運転実技教習を修了した方であって、令和6年能登半島地震による負傷等被災のために当該免許に係る試験を受ける機会を失い、合格した学科試験が行われた日又は運転実技教習を修了した日から1年を超えた方については、令和6年6月30日までの間は、当該期間が1年を超えない方と同様に学科試験又は実技試験の免除を受けることができるものとして取り扱います(令和6年1月1日より前に1年を超えた方は、この取扱いの対象とはなりません。)

この取扱いを希望する方は、受験申請書に、①能登半島地震による負傷等被災のために当該免許に係る試験を受ける機会を失った旨を記した書面(本来の期限内に所用の手続等を行うことが困難であった理由書等、様式は任意)、又は②能登半島地震により家屋の倒壊、火災、交通網の遮断等の被災があった地域に住居又は勤務先事業場があったことを明らかにする書類(地方自治体発行の罹災証明書の写し、住所がわかる自動車運転免許証等の写し、勤務先所在地が記載された勤務先発行の身分証明書の写しのいずれかで可)を添付してください。

記

1 学科試験に合格した方

- (1) 特別ボイラー溶接士免許試験
- (2) 普通ボイラー溶接士免許試験
- (3) クレーン・デリック運転士免許試験
- (4) 移動式クレーン運転士免許試験
- (5) 揚貨装置運転士免許試験

2 運転実技教習を修了した方

- (1) クレーン・デリック運転士免許試験
- (2) 移動式クレーン運転士免許試験
- (3) 揚貨装置運転士免許試験